

# 運 航 基 準

令和3年10月8日

## 目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

富山観光遊覧船株式会社

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社が経営する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業に使用する船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは発航を中止しなければならない。

航路名	気象・水象	風速	視程	水位
松川遊覧航路		12 m/s 以上	100 m 以下	高水位：遊歩道が水没 低水位：50 cm 以下
富岩運河いちち川 遊覧航路 (A～C コース)		12 m/s 以上	100 m 以下	

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達する恐れがあると認める時は、発航を中止しなければならない。

航路名	気象・水象	風速	水位
松川遊覧航路		12 m/s 以上	高水位：遊歩道が水没 低水位：50 cm 以下
富岩運河いちち川 遊覧航路 (A～C コース)		12 m/s 以上	

3. 船長は、前2項の規定に基づき、発航の中止を決定した時は、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらねばならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、安全な運航が困難となる恐れがあると認める時は基準航行を中止し、減速、反転、基準経路の変更、近辺の護岸等への着船、その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生する恐れのあるおおよその航路状況は次の通りである。

航路名	気象・水象	風速	水位に関する事象
松川遊覧航路		12 m/s 以上	周辺の時間雨量 10ミリ以上
富岩運河いたち川 遊覧航路 (A～Cコース)		12 m/s 以上	

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航の中止の措置及び協議の内容を発航前点検表の備考欄に記録するものとする。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置、並びに当該周遊距離
- (2) 航行経路（進路、変針点等）
- (3) 航行経路付近に存在する浅瀬等、航行の障害となるものの位置
- (4) その他航行の安全を確保する為に必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は別添え運航基準図のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は次のとおりとする。

船名 … 滝廉太郎Ⅱ世号 (15PSの船外機)

[松川遊覧航路]

- ・ 最微速 : 約0.5ノット
- ・ 微速 : 約1ノット
- ・ 半速 : 約1.5ノット
- ・ 航海速力 : 約3ノット

[富岩運河いたち川遊覧航路]

- ・ 最微速 : 約0.5ノット
- ・ 微速 : 約1ノット
- ・ 半速 : 約2ノット
- ・ 航海速力 : 約4ノット

船名 … 神通 (20PSの船外機)

[松川遊覧航路]

- ・ 最微速 : 約0.5ノット
- ・ 微速 : 約1ノット
- ・ 半速 : 約1.5ノット
- ・ 航海速力 : 約3ノット

船名 … 神通Ⅱ (20PSの船外機)

[松川遊覧航路]

- ・ 最微速 : 約0.5ノット
- ・ 微速 : 約1ノット
- ・ 半速 : 約1.5ノット
- ・ 航海速力 : 約3ノット

2. 船長は、速力基準表を操縦席から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を操縦席に備え付けておかなければならない。

(連絡方法)

第8条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、携帯電話にて行う。

(機器点検)

第9条 船長は着岸前に状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を発航前点検表の備考欄に記録するものとする。